



宮城県内で養殖業を営まれている皆様へ



国の重点支援地方交付金活用事業
令和8年度宮城県養殖業飼料価格高騰対策支援金

養殖業に用いる配合飼料の購入量に応じた支援を行います

背景・目的

円安の影響等による飼料価格の高騰により、影響を受けている宮城県内で養殖業を営む皆様の経営安定を図るため、配合飼料の購入量に応じた支援を行います。

支援の額

配合飼料 1 キログラムにつき **8.0** 円以内

※予算の範囲内での支援となります。

支援対象者

支援を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 支援対象となる配合飼料を購入していること
 - ・ 「宮城県内で区画漁業権に基づき海面で養殖業を営む者」又は「宮城県内に事業所（支店も可）を有し内水面で養殖業を営む者」であること
- ※この他にも要件があります。

支援対象となる配合飼料

以下のいずれか又は複数に該当する配合飼料のうち、
令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間に購入したもの

<海面養殖業者>

- ・ 宮城県内の区画漁業権の区域内で使用するために購入した配合飼料

<内水面養殖業者>

- ・ 事業者の所在地（法人の場合は本社所在地）が宮城県内にある場合：
県内外の生産施設で使用するために購入した配合飼料
- ・ 事業者の所在地（法人の場合は本社所在地）が宮城県外にある場合：
県内の生産施設で使用するために購入した配合飼料

※留意事項（海面養殖業者及び内水面養殖業者共通）

- ・ 対象となる配合飼料は、養殖業に使用するために購入したものに限りです。
（釣り堀等で使用するために購入した配合飼料は対象外です。）
- ・ 国の「がんばる養殖業復興支援事業」を活用、又は活用を予定している漁業者がその事業実施期間中に使用するために購入した配合飼料は対象外となります。

申請手続き（令和9年1月29日（金）まで（必着））

- ・支援金を受け取るには**申請が必要**です。
 - ・申請書に必要事項を記入し、添付書類（配合飼料の購入実績を証する書類（納品書及び領収書の写し）など）とともに、事業所（支店）がある住所を管轄する地方振興事務所水産漁港部宛て提出してください。
- ※交付決定額が予算額に達した場合、申請手続き期限前でも事業を終了することがあります。

【申請書提出及びお問い合わせ先】

※事業所（支店）の所在地	申請書の提出及びお問い合わせ先
仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、東松島市、富谷市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡、宮城郡、黒川郡、加美郡	仙台地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 住所：〒985-0001 塩竈市新浜町一丁目9-1 TEL：022-365-0192
石巻市、登米市、栗原市、大崎市、遠田郡、牡鹿郡	東部地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 住所：〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地（宮城県石巻合同庁舎4階） TEL：0225-95-7914
気仙沼市、本吉郡	気仙沼地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 住所：〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6（宮城県気仙沼合同庁舎2階） TEL：0226-22-6852

【支援事業に関するお問い合わせ先】

宮城県水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL：022-211-2943 FAX：022-211-2949
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/>

Q & A

Q 1 支援対象となる養殖業者とはどのような事業者ですか。

- A 1** 養殖業とは収穫の目的をもって人工的手段を加え、水産動植物の発生又は育成を積極的に増進し、その数又は個体の量を増加させ又は質の向上を図る行為をいいます。
- 本支援事業では、「宮城県内で区画漁業権に基づき海面で養殖業を営む者」又は、「宮城県内に事業所（支店も可）を有し内水面で魚類養殖業を営む者」を支援の対象としています。このため、育成行為を行っていないペットショップや出荷の実績を有しない自営の釣り堀を営む事業は支援の対象となりません。
- ただし、養殖業と自営の釣り堀等を兼業し、養殖用として購入した配合飼料がある場合には対象飼料分の支援を受ける事ができます。

Q 2 宮城県内に所在地がある本社で購入した配合飼料を、県外の子会社や、委託契約による県外の別会社で使用し生産している場合など、他県での生産活動に使用した配合飼料を支援対象として加算することはできますか。

- A 2** 本社が宮城県内にある場合には支援対象とすることができます。一方で、本社が県外にある場合には、県外の生産施設で使用した配合飼料は対象となりません。

Q 3 申請時の添付書類として配合飼料の購入実績を証する書類が必要とされていますが、飼料メーカーが発行する出荷証明書の写しを利用することはできますか。

- A 3** 配合飼料の購入実績を証する書類としては、原則として納品書及び領収書の写しが必要です。ただし、漁業経営セーフティーネット（配合飼料）に加入しており、セーフティーネットの実績報告の根拠とした証明書と同一の写しであれば、セーフティーネットの実績写しと合わせることで利用することができます。